

市第 105 号議案

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

（横浜市地域療育センター条例の一部改正）

第 1 条 横浜市地域療育センター条例（昭和60年 6 月横浜市条例第 19号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 号を次のように改める。

(1) センターを利用する場合（次に掲げるサービスを利用する場合に限り、法第21条の 6 の規定により利用する場合を除く。）は、次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援 法第 21条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する費用の額、同条第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は法第21条の 5 の29第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額

イ 法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援

法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額

ウ 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援 法

第24条の26第2項に規定する費用の額

別表中「横浜市磯子区」の次に「及び金沢区」を加える。

(横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号を次のように改める。

(1) リハセンターを利用する場合（次に掲げるサービスを利用する場合に限り、児童福祉法第21条の6の規定により利用する場合を除く。）は、次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援 同法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は同法第21条の5の29第2項の規定により定められた同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額

イ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援 同法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額

ウ 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援 同法第24条の26第2項に規定する費用の額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市南部地域療育センターの機能を拡充強化するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地域療育センター条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（利用料金）

第 10 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) センターを利用する場合（次に掲げるサービスを利用する場合に限り、法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。）は、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは同条第 6 項に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、法第 21 条の 5 の 29 第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援に係る費用の額
ア 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援 法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する費用の額、同条第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は法第 21 条の 5 の 29 第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額

イ 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する費用の額

ウ 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する費用の額

(第2号及び第3号省略)

別表 (第1条第2項)

| 名称 | 位置 |
|---------------|-------------|
| (省) | 略) |
| 横浜市南部地域療育センター | 横浜市磯子区及び金沢区 |
| (省) | 略) |

横浜市総合リハビリテーションセンター条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(利用料金)

第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) リハセンターを利用する場合（次に掲げるサービスを利用する場合に限り、児童福祉法第21条の6の規定により利用する場合を除く。）は、同法第21条の5の合を除く。）は、次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ3第2項第1号の規定により定められた同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指

- 定管理者が市長の承認を得て定める額、同法第 21 条の 5 の 29 第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は同法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた同法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援に係る費用の額
- ア 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援
同法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する費用の額、同条第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は同法第 21 条の 5 の 29 第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額
- イ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援
同法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する費用の額
- ウ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援
同法第 24 条の 26 第 2 項に規定する費用の額

(第 2 号から第 4 号まで省略)